琉球大学学術リポジトリ

中国民法典における遺産管理人に関する若干の覚書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2022-04-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 張, 子弦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002017865

《論説》

中国民法典における遺産管理人に関する若干の覚書

張　　子　弦

はじめに
1.　遺産管理人制度の導入背景
2.　現行法の概観
3.　遺産管理人の法的地位と責任
4.　日本法との違い
おわりに

はじめに

日本では、人口高齢化の進展に伴い、相続財産をめぐる紛争が複雑化・長期化している。デジタル社会の急速な発展と財産保有形態の多様化[1]に加え、相続財産管理業務の専門性は高まり続けており、相続財産管理人の選任を必要とする相続事件は今後もますます増えていくと予想される。相続をめぐる紛争解決の公平性と効率性を図るために、遺産管理人に関する統一的規律を設けることは、民法(相続法)分野の急務となっている。2021 年 4 月 21 日に成立した「民法等の一部を改正する法律」(令和 3 年法律 24 号)(以下、改正後の条文を「改」、改正前の条文を「日本民法」と表記する)により、新たな相続財産管理制度が設けられた。

また、現在、高齢化が急速に進む中国も、今後、日本と同様な問題に直面することとなる。近年、中国の地方裁判所では、相続財産をめぐる紛争が倍増

1　近年、有価証券、仮想通貨などの金融商品のみならず、著作権、特許権などの知的財産権、SNS 上の投稿や航空会社のマイレージなども相続財産として認められている。

しており[2]、大都市での増加率は特に顕著[3]である。このような背景の下で、2020年5月28日に公布された「中華人民共和国民法典」(以下、「中国民法典」という)[4]は、遺産管理人[5]制度を導入した。日中両国の民法(相続法)は各自の経済体制と社会構造をもとに設けられたものであり、これらをもとに設けられた相続財産管理制度にも多くの相違点が存在する。それにもかかわらず、相続をめぐる紛争解決の実効性を高めることは、日中民法における共通の目標である。中国民法典においては、日本の平成3年民法改正と同様に、統一的な相続財産管理制度の構築に対する関心が示されている。

本稿は、中国の遺産管理人制度の導入経緯、制度概要および日本法における相続財産管理人制度との違いを明らかにすることを目的としている。以下では、まず、中国民法典における遺産管理人制度が成り立った背景を簡単に紹介し(1.)、次に、遺産管理人の選出方法、要件および職務内容などを考察する(2.)。さらに、遺産管理人の法的地位と損害賠償責任に関する最近の学説と議論を整理する(3.)。そのうえで、日本法との比較を通して若干の考察を加え(4.)、最後に、その制度の特徴をまとめて、今後の課題を提示する(おわり

2　中国裁判文書網(https://wenshu.court.gov.cn/)に収録されている裁判文書に基づく統計によると、2008年までに中国裁判所で処理された相続をめぐる紛争は年間およそ百件であった。しかし、2009年以降その状況は大きく変化し、過去10数年間で相続紛争が数倍に増加してきたといえる。例えば、2009年には1282件、2010年には2070件、2011年には2769件、2012年には3793件、2013年には8186件、2014年にはついに3万件を突破し(36260件)、2017年は10万件を超えた(110071件)。中国審判理論研究会民事審判理論専門委員会編『民法典継承編条文理解と司法適用』(法律出版社・2020年)262頁を参照。

3　2020年の相続事件を例とすると、全国総計50万件あまりの相続事件のなかで、上海市と北京市の相続事件はそれぞれ全体の11.02%と10.42%を占めている。中国審判理論研究会民事審判理論専門委員会編・前掲注(2)263頁。

4　中国民法典は、2020年5月28日第13期全国人民代表大会第3回会議において可決され、2021年1月1日から施行されている。

5　中国民法典における「遺産管理人」は、後述するように日本法における「相続財産管理人」および「相続財産清算人」に類似する制度であると言える。両者に共通点があるにもかかわらず、適用範囲、選任方法などには相違点も多い。そのため、日本の相続財産管理人と区別するために、また先行研究と統一するためにも、本稿では、中国法の紹介に当たっては、中国法の原文に忠実に「遺産管理人」の訳を使用する。

に)。

1.　遺産管理人制度の導入背景

中国民法典の第六編「相続」は、基本的に1985年10月1日より施行された「中華人民共和国相続法」(中国語原文表記:《中华人民共和国继承法》、以下、「1985年相続法」という)[6]を踏襲したものである。1985年相続法においては、「遺言執行者」[7]という用語のみがあり、「遺産管理人」の文言は用いられていなかった。ところが、2001年中華人民共和国信託法(中国語原文表記:《中华人民共和国信托法》、以下「2001年信託法」という)制定後、実務運用だけでなく、「遺産管理人」という文言を使用した個別法も増えてきている。例えば、2001年信託法39条2項[8]、2017年中華人民共和国民法総則(中国語原文表記:《中华人民共和国民法总则》)194条1項3号[9]がその例である。このように、個別法の規定お

6　1985年相続法は、1985年4月10日第6期全国人民代表大会第3回会議で可決され、同年10月1日より施行された。そのほかに、相続実務において参照すべき司法解釈としては、1985年9月11日に公布された「最高人民法院による〈中華人民共和国相続法〉の貫徹に関する若干問題の意見」(法(民)发〔1985〕22号)がある。

7　例えば、1985年相続法16条1項は「公民は、この法律の定めるところに従い、遺言でその個人財産を処分することができ、併せて遺言執行者を指定することができる。」と定めていた(同条は中国民法典1133条1項によって踏襲されている)。また、1985年相続法23条前段では、「相続開始後、被相続人の死亡を知った相続人は遅滞なく、その他の相続人及び遺言執行者にこれを通知しなければならない。」と規定している(同条は、中国民法典1150条によって踏襲されている)。しかしながら、2020年中国民法典施行前に、これらの条文のみによって、遺言執行者と遺産管理人との区別が必ずしも明確になっていると言えない。

8　2001年信託法39条1項では、「受託者の職務が終了した場合、相続人または遺産管理人、後見人、清算人は、信託財産を適切に保管し、新しい受託者が信託業務を引き継ぐのを支援するものとする。」と定めている。

9　2017年中華人民共和国民法総則194条1項では、「訴訟時効期間の最後の6箇月内において、次に各号に掲げる障害により、請求権を行使することができない場合には、訴訟時効は停止する。…(三)相続の開始後、相続人又は遺産管理人が確定していないとき。」と定めている。

そのほかに、2008年最高人民法院による民事案件の審理における訴訟時効の適用に関する若干問題の規定(中国語原文表記:《最高人民法院关于审理民事案件适用诉讼时效制度若干问题的规定》(法释〔2008〕11号))20条1項2号も同旨。

よび遺産管理人の運用があるにもかかわらず、その選任方法や権限・責務の範囲などに関しては、一般的なルールが欠けているため、具体的な事案において統一的な理解に至っていない。そこで、中国民法典は、個別法との整合性を図るために「遺産管理人」の明文規定を設けるに至った。

今般の中国民法典の立法では、第1145～1149条において、遺産管理人の制度を新設した（以下、単に条数のみで表記されているものは2020年中国民法典の条文[10]である）。そこでは、遺言執行者と遺産管理人の概念を区別しつつ、遺言執行者を包摂する広義の遺産管理人の概念を踏まえて立法がなされている。

2.　現行法の概観

2020年中国民法典は、あらゆる相続の場面を考慮し、遺産管理人の選出方法を包括的に定めることを図っている。以下では、今般の立法によって確立された遺産管理人の選定方法を概観する。

（1）遺産管理人の確定方法

遺産管理人の確定方法について、中国民法典では1145条と1146条を新設した。具体的には、遺産管理人は以下の流れで確定される。

ア、被相続人による指定

相続開始後、有効な遺言書があり、遺言書において遺言執行者が指定されている場合、当該遺言執行者は遺産管理人となる（1145条前段）。言い換えれば、被相続人は、その遺言書を通じて遺産管理人を指定することができる。

10　本稿における中国民法典条文の訳は、以下の先行研究と資料を参照にした。小田美佐子＝朱曄「中華人民共和国民法典（１・２完）」立命館法学2020年2号412頁以下、2020年3号436頁以下、胡光輝『中華人民共和国民法典』（日本加除出版社・2021年）。

イ、相続人が管理人として選任される場合

遺言書がない場合[11]、または、遺言書に遺言執行者の定めがない場合[12]は、相続人の中から遺産管理人を選出することとなる[13]。相続人が自ら遺産管理人を選出しない場合、すべての相続人が共同で相続財産の管理を担当することとなる（1145 条中段）。

ウ、相続人不在または相続放棄の場合

相続人がおらず、または相続人全員が相続を放棄した[14]場合、被相続人生前の住所地の民政部門または村民委員会が遺産管理人となる（1145 条後段）。

エ、遺産管理人の確定について争いがある場合

遺産管理人の確定について争いがある場合、利害関係人は遺産管理人の指定を人民法院に求めることが可能である（1146 条[15]）。1146 条の適用は、管理人の確定につき争いが生じていることを前提としている。上述のように、遺産管理人は、のアからウの順位で選任され、そのいずれかの段階において、争われる事情があれば 1146 条の適用が可能性となる。そのため、裁判所による指定は、遺産管理人を決める最後の手続ではなく、一種の紛争解決手段に過ぎない

11　ここで言う「遺言書がない」とは、①被相続人が遺言を作成しなかった場合や、②遺言書が見つからない場合、③遺言書が無効と認定された場合、という三つの事情から導かれる。遺言書がなければ法定相続の規則が適用される。その場合、法定相続人の中から遺産管理人を選出するか、すべての法定相続人が共同で遺産管理業務を担うかのいずれかになる。

12　そのほかに、遺言執行者が不正な行為を行ったため解任された場合も考えられる。

13　相続欠格者が遺産管理人に選任されない。例えば、相続人が詐欺、強迫の手段を用いて、被相続人の遺言作成、変更および撤回を強要・妨害した場合、相続権喪失の事由とされている（1125 条）。なお、遺言書に指定された相続人が法定相続人の一部に当たる場合、または受遺者のみであった場合に、遺産管理業務を担う構成員を選別する基準は、いまだに不明確である。

14　相続放棄について、中国民法典 1124 条では、「相続開始後に相続人が相続を放棄する場合は、遺産を処理する前に書面によって相続放棄の表示を行わなければならない。意思表示を行わない場合は、遺産を相続するものとみなす。②受遺者は、遺贈を知った日より 60 日以内に遺贈を受領または放棄の表示を行わなければならない。期限内に表示を行わない場合は、遺贈を放棄するものとみなす。」と定めている。

15　中国民法典 1146 条では、「遺産管理人の確定について争いがある場合は、利害関係人は遺産管理人の指定を人民法院に申請することができる。」と定めている。

と思われる[16]。

（2）遺産管理人の職務と権限範囲

中国民法典 1147 条においては、次のように遺産管理人の責務を定めている。すなわち、①相続財産目録の作成[17]、②相続人に対する相続財産状況の報告、③必要な措置を講じて相続財産の滅失または価値毀損を防止すること、④被相続人の債務を処理すること、⑤遺言または法の規定に従い遺産を分割すること、⑥相続財産の管理に関するその他の職務、という六つである。重要なポイントは、以下の三つに分けることができる。

ア、相続人に対する情報提供義務

相続人などの相続財産管理業務に対する理解を得るために、遺産管理人は相続財産の利用や売却などについて必要な情報を相続人に提供するよう努めなければならない。そこで①相続財産目録を相続人に提示すること、②定期的に相続財産管理運営の進捗状況を相続人に報告することが義務づけられる。とりわけ、遺言執行者が遺産管理人に選任された場合、遺言執行にかかわる職務を遂行した後に、執行の状況について相続人に書面で報告しなければならない[18]。

イ、相続財産価値の維持

まず、相続財産の価値毀損に備えて保険を通じて損失填補が図られる場合、遺産管理人は適切な保険契約の締結を考案すべきである。また、相続財産が壊れやすい、腐りやすい、財産の保管にコストがかかる場合、遺産管理人は法に従って速やかに相続財産を換価する必要がある。さらに、現存財産価値の

16　陳甦＝謝鴻飛『民法典評注〔継承編〕』（中国法制出版社・2020 年）225 頁。

17　ここでいう相続財産目録の作成義務は、被相続人の意向および相続人または利害関係人の同意により免除されない。遺産目録の作成により、遺産の範囲を確定し、相続開始時の財産価値を固定し、財産隠匿と滅失を防止する役割を果たしている。また、裁判実務においては、遺産目録作成中にすべての債務弁済が一時的に停止されるのが一般的である。

18　書面の報告には、相続財産目録、会計帳簿、手続費用、被相続人の納付すべき税金および債務の処理状況、遺産分割の計画案と相続人・受遺贈者への分配証明なども含まれる。

維持のみならず、不動産の賃貸などによって相続財産の価値を高めることが可能な場合、遺産管理人は裁判所の許可または相続人の同意を得て、適切な不動産賃貸契約を締結することもその義務の一環として考えられる。これらの適否は、すべて財産価値の最大化を基準として評価されている。

権利義務関係が明確になっていない相続財産、または一定期間権利を行使しないとその権利が消滅する財産に対して、遺産管理人は、期間内に登記・更新の手続を行うか、または適切に権利を行使しなければならない(例えば、商標権存続期間更新登録の申請、特許料・登録料の納付)。また、相続財産に会社の出資持分がある場合、遺産管理人は速やかに書面で当該会社に通知し、会計帳簿閲覧謄写請求権、利益配当請求権、株主総会における議決権などを適切に行使しなければならない。なお、相続財産としての金銭、銀行預金、有価証券などに対して、遺産管理人はその見積りと査定を専門家に委ねることができる。

ウ、被相続人の債務弁済と遺産分割

中国民法典の 1159 条、1161 ～ 1163 条においては、被相続人の税金債務と一般債務(以下､｢相続債務｣という)の弁済について定めている。厳密に言うと、ここでいう｢相続債務｣は、被相続人が生前に負担した個人債務に限られるべきであると考えられている[19]。これに対して、広義の相続債務には、相続開始後、遺産管理のために支出した費用、失踪宣告や公示催告、遺言執行、個別訴訟および清算手続の申立手数料なども含むとする見解がある[20]。

1159 条前段は､｢遺産分割において、法に従い被相続人の納付すべき税金及び債務を弁済しなければならない｡｣と定めているが､｢遺産分割｣と｢債務弁済｣の優先順位を明らかに示した規定とは言えないと考えられている[21]。中国民法典の草案審議段階においては、遺産分割は、税金納付と債務返済の終了後に行

---

19 相続財産管理の業務を遂行するために生じた債務は共益債務となり、相続債務ではないと考える見解もある。陳甦＝謝鴻飛・前掲注(16) 304 頁。

20 梁慧星(編)『中国民法典草案建议稿附理由：継承編』(法律出版社・2013 年) 178 頁。

21 陳甦＝謝鴻飛・前掲注(16) 305 頁。中国の裁判実務においては、遺産分割と債務弁済の前後関係は柔軟に取り扱われている。中国審判理論研究会民事審判理論専門委員会編・前掲注(2) 236 頁を参照。

われるべきであるという草案規定があった[22]。しかし、2020年立法の際には、いままでの草案規定を改めて、前述1159条前段を定めるに至っている。それは、実務において相続財産が被相続人の債務を弁済するのに十分であり、債務に充当しない一部の遺産の分割手続を先に行う場合もあるからである。また、このような立法は、既存の証拠に基づいて、被相続人の財産および債権債務を確認することが極めて困難な場合、あるいは保存しにくい財産の滅失と価値毀損を防ぐ必要がある場合、債務弁済の前に遺産分割を行うという現実の必要性によっても裏付けられる[23]。

こうしてみると、相続債務の弁済と遺産分割との関係については、今般の民法典の立法では明らかにされておらず、今後、判例の蓄積を待つ必要がある。それにもかかわらず、前述した草案審議段階の定めからみると、近時の中国民法においては相続債権者の利益保護を視野に入れたといえよう。

3．遺産管理人の法的地位と責任

(1)学説と理論の背景

遺産管理人の法的地位は、その職務範囲、責任、及び相続債権者と相続人との間の利益関係を調和する重要な論点である。前述のように、2020年の中国民法典では、遺産管理に関する統一的規律を設けるために、広義の遺産管理人の概念を採用した。その結果、遺言執行者が遺産管理人の概念に包摂されている。現行法における遺産管理人の法的地位を対象とする議論自体は、それほど多くないが、遺産執行者は遺産管理人となった場合、従来の学説と絡んでいるように見て取れる。

中国法における遺言執行者の法的地位についての学説は、大陸法系の立法と学説の強い影響を受け続けている。従来の論争は、代理説と固有権説とに大

22　「中国民法典継承編(草案)」(1審稿)938条においては、「遺産分割前に、葬儀費用、遺産管理費、被相続人の税金と債務を弁済すべきである」と記されていた。これに対して、2020年民法典においては、「前」という記述が削除された。陳甦＝謝鴻飛・前掲注(16)304頁。

23　中国審判理論研究会民事審判理論専門委員会編・前掲注(2)236、242頁、陳甦＝謝鴻飛・前掲注(16)305頁を参照。

別される。まず、代理説はさらに以下の三つに分けられる。まず、①被相続人代理説の難点は、代理権は被相続人の死亡によって消滅することにある（173条4号[24]）が、被相続人の法的人格が遺言相続目的の範囲内に存続するという理論により解釈されている。また、②遺言執行者を相続人の代理人とみなす相続人代理説は、改正前の日本民法1015条[25]の影響を受けている。③相続財産代理人説は、相続財産の法人格を認めることを前提としている（日本民法951条）。ところが、相続財産の法人人格が認められるかについては、中国法の議論がまとまっていない。また、遺産管理人は相続に関する固有の権限を付与されているとする「固有権説」もある。固有権説は、機関説、制限物権説、職務説の三つに分けられている。①機関説によると、遺言執行者は法によって被相続人の意思を実現する機関であると考えられている。②制限物権説においては、遺言執行者が相続財産に対する制限的財産権を有する者であると考えられている。③職務説は、ドイツ法とスイス法の議論を参考に遺言執行者はその職務遂行につき独立的法的地位を付与されている、という見解である[26]。

これに対して、遺言執行者がいる場合以外に、遺産管理人の法的地位がいかに位置付けられるのかについては、まだ不明な点が多く、議論の余地があ

---

24 中国民法典173条によると、次の事由のいずれかが生じた場合、代理権は消滅する。すなわち、①代理期間が満了しまたは代理事務が完了したとき、②被代理人が委任を取り消しまたは代理人が委任を辞退したとき、③代理人が民事行為能力を喪失したとき、④代理人または被代理人が死亡したとき、⑤代理人または被代理人としての法人、非法人組織が消滅したとき、という五つである。

25 改正前の日本民法1015条においては、同様な考え方を示している。しかし、日本民法の平成30年改正（民法及び家事件手続法の一部を改正する法律〈平成30年法律第72号〉）において、同条の内容は遺言執行者の行為の効果に改められた。それとともに、第1012条1項においては、「遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。」という規定を新設することにより、遺言執行者の職務は遺言の内容を実現することにあるという判例法理が明文化された（最判昭和30年5月10日民集9-6-657）。このような改正から、今後、民法改正法の下で、遺言執行者の法的地位について改めて検討する必要があるといえる。

26　これらの学説を踏まえて、最近、遺言執行者の法的地位について、相続人代理人擬制説を原則として、職務説を例外とする折衷説が提唱されている。趙莉「我国遺嘱执行人法定权责模式的选择――管理清算型抑或监督保全型」金陵法律評論2016年春季卷94頁以下。

る。まず、前述のように、相続人が遺産管理人を担当する場合でも、遺産管理人は完全に相続人の意思によって選任された代理人とはいえず、法の定めにより確定され、一定の職務を付与されている者である。これにより、遺産管理人の法的地位を、破産管財人、清算人などと同様に位置づけられるという見解がある（職務説）[27]。また、遺産管理人を相続人の特別法定代理人とする見解もある。これは、中国法における法定代理人制度が弱者救済の目的で設けられた後見人、保佐人などに限定されていないことによって根拠づけられている[28]。そのほかに、遺言信託（1133 条 4 項）の明文化に伴い、英米法における信託理論の影響を受け、遺産管理人の法的地位は信託の受託者と同様と位置付けられるという見解も述べられている[29]。しかし、英米法における信託理論は、（信託期間中の）財産所有権の受託者への移転を前提としている。これと対照的に、中国民法典（相続編）では、当然承継の原則を採用しており、相続開始後に相続財産が相続人に所属することとなる。それに加え、中国の信託制度は、信託成立の要件として委託者から受託者への所有権移転を求めない（2001 年中国信託法 2 条）、信託財産は受託者に帰属しない（同法 15、16 条）[30] といった点で、英米法における信託制度と相違する。したがって、本稿では、遺産管理人の法的地位について、英米法の理論を直ちに中国法の解釈に取り入れて、遺産管理人を信託受託者とみなすことは現行法の下では相当難しいと考えている。

（2）遺産管理人の損害賠償責任

前述したように、遺産管理人の主たる職務は相続財産の保管と相続財産価値の維持などである。一方、中国民法典 1148 条では、「遺産管理人は、法に従い責務を履行しなければならず、故意または重大な過失によって相続人、受遺

---

27 陳甦＝謝鴻飛・前掲注（16）237 頁。

28 陳甦＝謝鴻飛・前掲注（16）238 頁。この見解は、日本法における不在者財産管理人（日本民法 25 条）の法的地位に対する理解との親和性が高い。

29 王奎国《〈民法典〉遺産管理人規範解釈論》漢江師範学院学報 41 巻 2 期（2021 年 4 月）94 頁以下。

30 最近の中国法に関する先行研究においては、中国の信託法における信託財産の帰属が委託者にあるか、受託者にあるかが不明確になっているという指摘もある。道垣内弘人「中国信託法を考える際の視点」松久三四彦ほか（編）『社会の変容と民法の課題：瀬川信久先生・吉田克己先生古稀記念論文集（下巻）』（成文堂・2018 年）148、154 頁。

者、債権者に損害をもたらした場合は、民事責任を負わなければならない。」と定めている。ここで注意に値するのは、以下の二点である。すなわち、①まず、第三者債権者に対する責任について、遺産管理人は、原則として相続人のみに対して善管注意義務を負い、相続債権者の利益を侵害する明らかな悪意が証明できる場合にのみ、債権者に対して損害賠償責任を負う。②また、ここでいう損害賠償責任を追及できるのは、遺産管理人の「故意または重大な過失」がある場合に限られている。言い換えれば、軽過失の場合、遺産管理人の責任を免れることとなる。

遺産管理人の損害賠償責任の性質について、学説[31]は、以下のように考えている。すなわち、①遺産管理人は相続財産に対して善良な管理者としての義務を負い、これに違反した場合、債務不履行責任が問われる。②また、管理人は必要な措置を講じて相続財産の毀損・滅失を防止する義務を有する（1147 条 3 項）ため、遺産管理人が不作為によって遺産価値の毀損をもたらした場合、不法行為責任[32]が問われる。この両者が択一的併合の関係にあるか否かについては、資料が少なく不明な点が多い。③さらに、最近の解釈論としては、1148 条に所定の損害賠償責任は、債務不履行責任と不法行為責任の両方の性質を包含する特別法上の責任であるという見解が述べられている[33]。

4．日本法との違い

以上のように、本稿は、中国民法典における遺産管理人制度を概観した。以下では、日本法と比較することで、両国の相続財産管理制度にはどのような相違が存するか、なぜこのような違いが生じているかについて検討してみる。

中国民法典では、相続の全過程に適用できる広義の遺産管理人制度を設け

---

31 陳甦＝謝鴻飛・前掲注（16）239-240 頁。

32 2020 年中国民法典の施行以前に、遺産管理人の損害賠償責任の性質について判示した裁判例がある。2014 年深圳市中級人民法院の民事判決（深中法民终字第 2311 号）を参照。同判決では、遺産管理人が相続人の意志に反して、相続人の合法的な権利と利益を侵害した場合、不法行為責任を負うものとした。また、遺産管理人が被相続人の遺言書の定めに反して遺言相続人以外の者に遺産を分配したことは、悪意または重大な過失にあたると判示されている。

33 楊立新《我国継承制度的完善与規則適用》中国法学 2020 年第 4 期、105 頁。

た。日本では、令和３年民法改正において、相続財産の管理処分を担う主体を、①熟慮期間経過後、財産保存を目的とする相続財産管理人と、②清算を目的とする相続財産清算人の二つに分けている。具体的には、管理人の確定方法、権限などの面において、中国の遺産管理人と日本の相続財産管理人制度の相違点については、表１．のようにまとめることができる。

		中国法	日本法	
		遺産管理人	相続財産管理人	相続財産清算人
選任	遺言執行者	遺言執行者を優先に遺産管理人とする○	×	
	相続人による担任	一人の相続人または共同相続人による担任	相続人による管理(可)：暫定的管理、注意義務(改 918 条)、共有財産の管理(改 252 条)相続人が数人の場合、共同相続人の中から清算人の選任が必須(改 936 条)	
	裁判所による選任	遺産管理人の確定につき争いがある場合のみ＋利害関係人の請求(1146 条)	利害関係人 / 検察官の請求があればいつでも(改 897 条の 2 第 1 項)(家庭裁判所)	利害関係人 / 検察官の請求があれば、いつでも＋公告(改 952 条 1 項)
権限		相続財産目録の作成 相続人への報告 相続財産価値の維持 相続債務の整理 遺産の分割 その他(1147 条)	相続財産の保存、利用・改良、及びその他の裁判所の許可を得ての処分行為(日本民法 27、28 条、103 条)	相続財産を管理・清算 ＋同左(日本民法 27 条、28 条)
期間		相続開始後。遺産分割開始時、遺産分割後にも業務を継続することが可能(1147、1159 条)	相続開始後～遺産分割前	清算
相続放棄		被相続人生前の住所地の民政部門または村民委員会による担当(1145 条後段)	相続を放棄した相続人による管理(改 940 条)注意義務	→清算人に引き渡し(改 952 条 1 項)
相続人不明		同上	＋ 所有者不明の土地の管理	＋①複数の相続人が限定承認をした場合

表1.　日中民法における相続財産管理の主体

このような制度の相違を基礎づけている社会的経済的背景は何か。この問題解明するために、まず、両国の相続法および財産管理制度を考察する。

日本では、相続法の基本原理は当然相続主義に基づき、単純承認を本則としている。相続が開始すると、原則として相続人は被相続人の一切の権利義務を承認する（日本民法 896 条）。相続開始後 3 箇月以内に、相続人による限定承認、財産分離、相続放棄の申立てがなければ、相続財産が相続人の個人財産と一体化されることとなる。相続財産と相続人の固有財産とを合わせても相続債務の弁済に足りない場合、相続人は個人破産の申立てにより過重な相続債務を免れることができる[34]。

これに対して、中国法では、相続債務の弁済について、限定承認原則を採用した（1985 年相続法 33 条 1 項[35]）。2020 年に成立した中国民法典の 1161 条 1 項[36]は、この立場を維持している。言い換えれば、相続人はあえて限定承認しなくても、相続放棄をしない限り、相続財産（積極財産）の実際価格の限度で相続債務を負担する[37]。このような帰結は、自然人被相続人の死亡により、債務者たる被相続人と債権者との間の債権債務関係が消滅するという考え方から導かれている。このような考え方は、1949 年の建国後、伝統的な宗族制度と家父長制に対する強い批判に由来すると考えられている[38]。以来、中国伝統的な

34　しかしながら、相続人の債権者には一定の損害を与えることとなる。このように、個人破産・免責制度によって自然人相続人は最低限の生活が保護されているが、相続人の債権者は、相続によって自らの債権が回収できなくなり、不測の損害を被る可能性がある。

35　1985 年相続法 33 条においては、「遺産相続は、被相続人が法により納付すべき税金と債務を完済しなければならず、税金の納付および債務完済は、その遺産の実際価格を限度とする。相続人が遺産の実際価格を超える分を自由意思で弁済する場合はこの限りではない。②相続人が相続を放棄した場合は、被相続人が法により納付すべき税金および債務に対しては弁済責任を負わなくてよい」と定めていた。

36　1161 条 1 項では、「相続人は、相続した財産の実際価値を限度に、被相続人の法に従い納付すべき税金を納付し、債務を弁済する。遺産の実際価値を超過する部分については、相続人が任意に返済する場合はこの限りでない。」と定めている。

37　高見澤磨＝鈴木賢＝宇田川幸則＝坂口一成『現代中国法入門（第 8 版）』（有斐閣・2019 年）259 頁。

38　冯乐坤「限定继承的悖理与我国＜继承法＞的修正」政法論叢 2014 年 10 月（第 5 期）118 頁。1949 年以降、相続に関する立法と改正においては、ソビエト民法典（相続編）か

「家」制度において認められてきた「父債子償」（親の借金は子供には返済義務がある）の慣習は、相続人利益を損ない、実益の乏しいものであるとみなされている。加えて、家族扶養の観点から、被相続人と債権者との間の契約関係を維持することよりも、むしろ生存相続人の生活基盤を守ることが重要であると思われる。つまり、相続開始時に、相続財産が相続人に帰属されるという規定[39]があるにもかかわらず、実際に、借金を抱えたまま死亡した場合、相続財産は相続人の個人財産と区別して清算される。理論上、相続は、相続によって債務超過となるようなことはない。このような実情は、中国の個人破産制度[40]に関する立法が遅れている一因であるとも言えよう。その結果、現行法では、自然人死亡の場合と会社法人消滅の場合の債務整理のメカニズムが同様に考えられることとなっている。

以上の考察を踏まえた上で、筆者なりの検討を加えてみたい。中国では、相続法が限定承認を原則としている以上、遺産管理人制度の立法にあたっては、相続債権者の利益に配慮し、企業破産の場合と同様、相続財産の保存、管理と清算を一括する制度設計が必要である。そのため、清算人を包摂する最も広義の遺産管理人概念が一定の合理性があると言える。これと対照的に、日本では、相続人の財産から相続債権者の債権回収が図られるため、相続の段階における清算は常に不可欠なものではない。加えて、清算を目的としていた従来の相続財産管理制度（日本民法 952 条以下）の手続が重くてコストがかかる状況を改善するために、令和 3 年改正法では相続財産の清算手続と別個に、新たな

らの影響を受け、限定承認を原則とする規律が認められてきている。

39　相続による所有権取得について、中国民法典 230 条を参照。1985 年 9 月に公布された「最高人民法院による『相続法』の執行に関する若干問題の意見」［法（民）发〔1985〕22 号］（中国語原題：《最高人民法院关于贯彻执行＜中华人民共和国继承法＞若干问题的意见》）49 条では、「遺産分割前に行った相続放棄の意思表示は、相続権の放棄であり、相続財産の所有権の放棄ではない」と定めている。これにより、相続開始後、相続財産は観念的に相続人に帰属するが、実質的には、遺産分割前の相続財産による所有権変動について議論の分かれるところである。

40　中国では、国レベルでの個人破産の立法が欠けているが、2021 年 3 月 1 日に深圳市で先に施行された「深圳経済特区個人破産条例」が注目を集めている。同条例は、深圳経済特区に居住し、深圳の社会保険に続けて満 3 年加入している市民のみが利用できるものである。

相続財産管理制度を設けた。同制度が相続人不明または相続放棄の場合に適用され、もともと所有者不明土地の管理に関する制度の一環として設けられたものである[41]。

おわりに

本稿では、中国民法典に新設された遺産管理人制度を概観し、その法的地位と責任に関する議論の状況、並びに日本法における相続財産管理人制度との相違点を考察した。以下では、遺産管理人制度の特徴をまとめたうえで、今後の課題を指摘して締めくくりたい。

（1）制度の特徴

冒頭に述べたように、日中両国の相続法制にはそれなりの背景があり、中国民法典に新設された遺産管理人制度もその独自の特徴を示している。その中で、主要な特徴は、以下の三点にまとめることができる。

まず、一つ目は、遺産管理人配置の義務化である。前述した中国民法典の条文によると、最終的には遺産管理人が配置されることとなる。これは、以下の考慮に基づいて導かれている。被相続人が多額の借金を抱えたまま死亡した場合、相続を機に生じた複雑な多角的法律関係[42]を処理するためには、財産管理の専門家を選任することが必要となる。また、相続人が自らの責任を追及することは想像しがたいため、相続債権者および相続人の債権者の利益を保護する観点からも、公正・中立な立場で業務を遂行できる遺産管理人の選任は必要である。共同相続人全員による共同管理もあり得るが、相続人の個人財産と相続財産が混同しかねないため、相続人の中から遺産管理人を選出し、その責任と権限を法によって特定することで、効率的な財産管理と紛争処理を図るべきであろう[43]。

また、二つ目の特徴は、中国の経済体制を基に制度設計したことにある。

---

41 「民法・不動産登記法中間試案部会資料 34〔財産管理制度の見直し〕」11 頁を参照。

42 相続人の一人が単独で相続する場合、相続財産は相続人に帰属することとなる（230 条）ため、遺産管理人を選出する必要はないように思われる。

43 中国審判理論研究会民事審判理論専門委員会編・前掲注（2）162-163 頁、付翠英「遺産管理制度的設立基礎和体系架構」法学 2012 年第 8 期 33 頁を参照。

例えば、相続人不存在または全員相続放棄の場合、民政部門または村民委員会に遺産管理人を担当させることとなる（1145 条後段）[44]。本稿では、このような規律は集団所有制と接合する措置であると考えている。なぜなら、1145 条は、相続人不存在の場合、相続財産が国または集団所有制の組織に帰属するという 1160 条[45] の趣旨とも合致しているからである。

さらに、三つ目の特徴としては、遺産管理人の確定に当たっては、当事者の意思を十分に尊重することが挙げられる。この特徴は、以下の規定からも窺うことができる。具体的には、①有効な遺言書がある場合は遺言書によって指定された遺言執行者が優先的に遺産管理人となること（1145 条前段）、②有効な遺言書がなく被相続人の意思が確認できない場合、共同相続人から選出すること（1145 条中段）、③そのほかに、利害関係人の申立てが裁判所による指定の要件とされていること（1146 条）、という三つが挙げられる。このような個人意思への尊重を重視する立法からは、中国の市場経済改革がもたらした経済社会や法制度の変化も多少見えるであろう。

（2）今後の課題

今般の民法典の立法では、遺産管理人の確定方法、権限などを明文規定で確立している点に一定の意義がある。しかし、あらゆる相続の場面において遺産管理人の確定手続を法で定めることにした結果、現行法の下では、遺産管理人の選定は必須となっている。このような従前の中国相続法と区別される遺産管理人制度は、相続実務に大きな影響を与えることが予想される。また、

---

44 中国法において、このような地方の行政・福祉機関による後見的サポートは頻繁に用いられている。そのほかに、例えば、中国民法典 34 条 4 項では、「突発事件等の緊急な状況により、後見人は一時的に後見の責務を履行することができず、被後見人の生活をケアできない状態にある場合、被後見人の住所地の居民委員会、村民委員会または民政部門は、被後見人のために必要な臨時の生活ケア措置を施さなければならない。」と定めている。

45 中国民法典 1160 条では「相続人がなく、かつ受遺者のいない財産は、国の所有となり、公益事業に用いる。死者が生前に集団所有制の組織の構成員であった場合は、所在していた集団所有制の組織の所有に帰する。」と定めている。ここで特に注目に値するのは、2020 年中国民法典の立法によって加えられた、国所有となった相続財産は公益事業に使用すべきであるという内容である。

2020年民法典は、破産管財人の法改正と実務を参照し[46]、遺産管理人主導の相続財産管理制度を設けた。新設された遺産管理人制度は、選定方法、職務範囲、注意義務、損害賠償責任などの点において、企業破産法における破産管財人の関連規定と類似しているようにみえる。本稿では、今後中国の遺産管理人の法的地位と破産管財人の法的地位の問題において、統一的な解釈が図られうると考えている。しかし、中国法において、破産管財人の法的地位という問題自体については諸説があり不明確な点が多いため、今後、判例と学説の蓄積にしたがって、さらなる検討・検証の余地がある。

また、中国民法典 1147 条 6 号では「相続財産の管理にかかるその他の必要な行為」を遺産管理人の職務として定めている。ここで言う「その他の必要な行為」とは、被相続人を一方当事者とする訴訟手続または裁判外手続に参加すること、相続人に対して相続権または相続分不存在確認訴訟を提起することも含むと解されている[47]。言い換えれば、相続財産に関する訴えについては、遺産管理人が原告または被告となる。しかし、条文自体が簡潔に定められているため、個別具体的な事案においては不明な点が多い。例えば、①債権者が共同相続人の中の一人を被告として訴えを提起した場合、遺産管理人は訴訟当事者として訴訟に参加できるか、また、②その場合、裁判所は職権で訴訟に参加するよう他の相続人に通知する必要があるか、という問題が挙げられる。この点については、日本法との比較も含めて今後の課題としたい。

※ 本稿は、中国国家社会科学基金「民法典の観点から多角的取引における法律関係に関する研究（中国語原題：《民法典》视域下多方交易法律关系研究）」（課題番号：21BFX076）の助成を受けた研究成果の一部である。

46　陳甦＝謝鴻飛・前掲注（16）228、236 頁。相続財産の管理は、企業破産法を参照すべきであるという見解を述べている研究としては、谭启平＝冯乐坤「遺産処理制度的反思与重構」法学家 2013 年第 4 期 118 頁以下がある。

47 陳甦＝謝鴻飛・前掲注（16）233-235 頁。中国審判理論研究会民事審判理論専門委員会編・前掲注（2）174 頁。